2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年４月９日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備減勢池部建設工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑷　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑹　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑻　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評点数が1,200点以上であること。）。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑹の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑿　単体有資格業者、特定ＪＶのすべての構成員及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて坑口部を除く土被りが20ｍ未満の工事。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋑　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事。同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⒁　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして資格申請書を提出した場合、その構成員は単体として資格申請書及び技術提案書を提出することはできない。

⒂　資格申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒃　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒄　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⒅　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき資格申請書及び技術提案書を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記５⑵⑹に持参することにより電子データの交付を受け、資格申請書及び技術提案書を作成した者も可とする。）。

⒆　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　本工事に係る設計及び施工方法等の技術提案が安全性、確実性及び経済性等の観点から適正であること。技術提案書の提出にあたっては、入札説明書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い、技術提案書を提出すること。

⑶　次に掲げる⑷から⑹までのいずれかを満たす設計技術者を当該設計に配置できること。なお、設計技術者とは、管理技術者及び照査技術者をいう。ただし、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

⑷　技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⑹　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

⑻　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

⑷　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑷　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑹　平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑴⑹㋐の要件を満たす同種工事の経験（発注機関は問わない。以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者が、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の経験を有し、その他の構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑴⑹㋑の要件を満たす工事の経験を有する主任技術者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工事経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑻　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常な雇用関係（資格申請書の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑷から⑽までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、資格申請書の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

3　設計施工一括に関する事項

⑴　技術提案書の作成　入札説明書及び設計図書に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等に配慮した適切な設計を立案し、その内容を示した技術提案書を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。